

『しつけ』ってなんだろう？

『しつけ』は子どもの欲求や理解度に配慮しながら、生活習慣や生きていく力、思いやり、社会のルール・マナーなどを身に着けるよう働きかける行為で、漢字では、身を美しくする『躰』と書きます。

一方で、保護者の意思や思いに関わらず、子どもの健全な成長を阻害する不適切なしつけは『虐待』となります。

悪いことを悪いと教えることは大切ですが、恐怖や不安、押しつけ、怒り、愛情と暴力を混同させ、子どもに恐怖感を与えることで言動をコントロールすることは、子どもの健やかな成長を阻害します。

『しつけ』のつもりが、『虐待』になっていることがあります。自身の行動を子どもの立場で考え、子どもにとって自分が『安全で安心できる存在』であるか。子どもをしつける前に自分自身の『身を美しくすること』が保護者として大切なことなのではないでしょうか。

身を著しく傷つける虐待行為へとつながり、その結果として、子どもが命を落とすなどの重篤な結果を引き起こしている現状があるのです。

子どもの命にまでは関わらなくとも、体罰を受けたことで、一時的な身体傷だけでなく、心にも傷が残り、将来にまで影響を及ぼします。

また、体罰を受けた子どもが成長し、親や指導者の立場になったときに、自身も体罰を行ってしまうという『体罰の連鎖』が起こりやすくとされています。

このような現状を受け、6月には、親権者が行うしつけを目的とした体罰を明確に禁止することをはじめとした児童虐待防止法の改正が可決。令和2年4月から『しつけを目的とした体罰』が禁止と

なります。

現在、国では、禁止となる体罰の範囲について、検討を進めています。

登別市においては、禁止となる体罰がどのようなかを市民の皆さんに知っていただき、児童虐待の未然防止を図るとともに、相談体制の充実や関係機関との連携強化などの取り組みを引き続き進めていきます。

地域で見守り、育む健全な夢

『児童虐待』は、保護者（親や親に代わって養育する者）が子どもの心身の健やかな成長に重大な影響を与える行為のことで、体罰のように、子どもの心身を傷つける行為だけではなく、乳幼児を家

に残したまま外出したり、病気になるっても病院に連れて行かないなどの『ネグレクト（保護の怠慢）』や罵声を浴びせたり、きょうだい間で極端な差別をするなどの『心理的虐待』なども含まれます。

そのため、児童虐待は、大部分が家庭内で行われ、発見が遅れてしまうことが多くあります。

市内では、市民の皆さんからいただいた通告や相談により、早期に子どもや保護者の状態を把握し、重篤な状態に至る前に適切な支援を提供するよう努めていますが、子どもの健やかな成長のためには、今まで以上に市民の皆さんの協力が必要です。

お住まいの地域で「子どものひどい泣き声を聞いた」、「大人が子どもを怒鳴りつける声が聞こえる」などのほか、子どもや保護者の様子が「おかしい」、「何か違う」と感じたなど、どんな小さなことでも、市や児童相談所、警察へ相談してください。

相談は匿名でも可能で、身元が相手に知られてしまうことはなく、間違いであっても、責任を問われることはありません。

その『声』や『違和感』が、直ちに生命の危機につながるものではないとしても、素早い対応が求められることにも変わりはありません。皆さんが聞いた『声』が、体罰を受ける子どもや『体罰』に頼ることしかできない大人のSOSかもしれません。

相談・連絡先

- ◎登別市こども相談室 85 6677（休日・夜間は85 2111）
 - ◎室蘭児童相談所 44 4152
 - ◎全国共通ダイヤル『189（いちはやく）』
- ※一刻を争うような場合は「110番通報」や最寄りの警察署・交番に通報してください。

室蘭警察署	46 0110	室蘭市東町4丁目27-10
登別交番	85 2136	登別市桜木町1丁目20-6
新生交番	87 0550	登別市新生町4丁目12-5
登別温泉交番	84 2310	登別市登別温泉町92-1
登別東交番	83 1110	登別市登別東町2丁目22-1

れません。

このまちの将来を担う子どもたちを、家庭だけではなく、地域全体で育むことは、人と人とのつながりを生み、子どもたちのより健やかな成長へとつながっていくのではないのでしょうか。

多くの子どもたちが、笑顔で成長できる地域を皆さんでつくっていきましょう。